

札幌市医療的ケア児支援検討会

令和3年度第2回会議

会 議 録

日 時：2022年2月3日（木）午後7時開会
場 所：オンライン会議（Z o o m）

1. 開 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） おぼんでございます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

札幌市障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。

ご案内の時刻になりましたので、ただいまから札幌市医療的ケア児支援検討会令和3年度第2回会議を開催いたします。

この会議は、一般の方にもオンラインで公開しておりますが、本日は、10名の方から傍聴の登録をいただいておりますことをご報告いたします。

傍聴の方は、恐れ入りますが、カメラはオフ、マイクはミュートにて傍聴いただき、ご発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、今回はオンライン開催となりますので、各議題で報告をいただいている間は、ほかの音が入ることを防ぐため、お聞きになっている方はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、会議中はカメラをオンにして皆様のお顔が見える状態で進めてまいりたいと思いますので、ご協力をどうぞよろしくようお願いいたします。

なお、本会議は、記録のため、録画、録音をさせていただきます。この点につきましても、あらかじめご了承をよろしくようお願いいたします。

資料につきましては、事前にお送りした会議次第と委員名簿、資料1、資料2、資料3となっております。

各議題の説明の際に、順次、画面にも表示していきたいと思いますが、お使いのデバイスによっては画面が小さい場合もあると思いますので、お手元の資料か画面のどちらか見やすいほうをご参照いただければと思います。

続きまして、委員の出席状況についてご報告いただきます。

本日は、真鍋委員、窪田委員、それから、新型コロナ対応のため、大木委員、重永委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、早速、検討会を進めてまいりたいと思います。

ここからの進行につきましては、福井会長、よろしくようお願いいたします。

2. 協議・意見交換

○福井会長 皆さん、こんばんは。

ご無沙汰しております。

雪が大変深くなって、もう私は移動することはないのですがけれども、市民生活に大きな影響があるようで、皆さん、ご苦労の中でお仕事されているのではないかなと思います。

今日は、短い時間でありませけれども、集中して会議を進めていきたいと思いますので、ぜひ皆さん方のご協力をお願いします。

では、会議の次第に沿って、協議・意見交換をしていきたいと思います。

既に資料がお手元にあると思いますので、質問したいことや、これはもう少し深く説明を求めたいということをご準備していただき、会議の進行の中で、ぜひ手を挙げていただければと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

早速、資料1が画面に出ておりますが、医療的ケア児に関するいろいろな支援やサービスの一覧をご準備していただいているようですので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（林調整担当係長） 札幌市障がい福祉課調整担当係長の林と申します。

私から、資料1の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

これまで、当検討会では、出生から在宅移行期、そして、乳幼児期、本日の議題である学齢期というように、医療的ケア児のライフステージに応じた課題を整理してまいりました。

これまで、当検討会でいただいた意見交換や、その学びを受けまして、事務局の方で、医療的ケア児に関連する支援・サービスの一覧をまとめてみました。それがこちらの資料1でございます。

医療的ケア児に関する支援というのは、医療や保健・福祉、教育といった複数分野にまたがるため、それぞれ分野を超えた次元から俯瞰して状況を整理することが必要になってまいります。

また、全体を見渡すことで、サービスが重複している、もしくは、不足しているものが見えてくるかもしれないという動機で、今回、このような資料を作成させていただきました。

資料の構成といたしましては、縦軸が医療、保健・福祉、教育、その他の分野というように、分野を区分けさせていただいております。

そして、横軸がライフステージに合わせて、医療的ケア児の成長を時間軸として左から右に成長していくというふうになっております。

その上で、支援の κατηγοリーを「相談」、「サービス提供」、「給付」、「ネットワーク・人材育成」といったような色分けさせていただいて、それを各フィールドに掲載しております。

ボックスのところ、一部記載がないものもございますが、隅括弧がついているものにつきましては、基本的に実施主体を記載しております。

また、その他のフィールドにつきましては、年齢に関係なく医療的ケア児の支援全般に係るもの等を載せております。

この図をご覧いただくことで、例えば、それぞれの分野で相談できる場所はあっても、一元的に分野をまたいで相談できる場所はないとか、サービスとサービスのつなぎ目が難しいといった気づきにつながり、皆様の議論の一助になればと思い、作成させていただきました。

また、これが完成形だとは我々も思っておりませんので、委員の皆様のご意見をいただ

いてアップデートしたり、こんな視点やサービスもあるなどの教えを賜りながら検討会全体でより完成度の高いものにしていければいいなと思っております。

本日の検討会の場でもよろしいですし、後日、事務局にアドバイスをいただく形でももちろん構いませんので、アップデートのご協力もいただきたいと感じております。

私からの資料1の説明については、以上になります。

○福井会長 私たちが最初にこの検討会に関わったときには、このようないろいろなサービスや機関が見える化されていなかったの、それぞれのお立場の人からは、それがなかなかつながらない、イメージできないということもあったのです。この何年間かで進んできて、国もどんどんいろいろな動きを進める中で、だんだん形が明確になってきたのではないかと思います。

令和3年6月に法律が公布され、こういったサービスなどが私たちも見えるようになってきたのですが、札幌市にも、現状から一旦の整理をしていただきました。

皆さんのそれぞれのお立場から、自分の関係する役割、あるいは、他の分野との関係性を見ながら、年齢に従ってどのような動きになっていくかなどを含めて、ご意見やご指摘などをいただきたいと思っております。

ぜひ手を挙げて、声を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

土島委員、どうぞ。

○土島委員 医療法人稲生会の土島です。

非常に網羅的で分かりやすい表をつくっていただいて、これからさらに議論がしやすくなるなと思えました。ありがとうございます。

2点ほど、最近、私が札幌市医療的ケアサポート医をやっている中で、これも追加していただきたいと思うところを指摘いたします。

教育のところで、この感じだと、小学校、中学校、特別支援学校の高等部にはいろいろ支援があるけれども、それ以外は含まれていないように見えてしまうのです。今、北海道の教育委員会で高校に看護師をつけるとか、札幌市でも市立の高校に進学する場合は看護師の配置を考える方向性になっていると思いますので、小学校、中学校だけに看護師配置ではなくて、高校についても加えていただければと思います。

それから、大学については、まだまだ課題が多いところですが、今回、医療的ケア児支援法の中で、労働が非常に重視されたということで、その前段階の高等教育、大学や専門学校も医療的ケアの必要がある方々が行くことが今後考えられると思うので、その辺りも追加していただきたいと思っております。

もう一つ、逆に、低年齢で、ここに保育所は入っているのですが、幼稚園が入っていないです。私のところに話が来ているだけでも、今、幼稚園で2か所、看護師配置は難しいけれども、幼稚園の先生が看護研修を取得して医療的ケアを実施する形で医療的ケア児を受け入れたいと言ってくださっているところが既にあります。ぜひ、幼稚園も追加して、ほかの子どもたちと同じように全年齢にわたって医療的ケア児も行く可能性があることを

加えていただけるとありがたいと思います。

○事務局（林調整担当係長） 今、ご指摘いただきました高校、大学、専門学校の件、また幼稚園に関しては、看護師配置が必要となっても幼稚園教諭が研修等を受けて運営の体制を整える取組もあるとのご助言をいただきましたので、こちらについても付け加えさせていただきますと思います。

○福井会長 今の表の黄色の特別支援学校・特別支援学級・普通学級の下の小学校・中学校に、下でいうと幼稚園、そして、高等学校、次の世代のところに、様々なタイプがあるのでどういう名称になるかは分かりませんが、高等教育機関の連続性をご指摘いただいたと理解していますが、土島委員、よろしいでしょうか。

○土島委員 大丈夫です。

○福井会長 実際は、もう既にそういう取組が札幌市としてもあるのですよね。

○土島委員 私が知る限りでは、札幌市としてはないと思います。

○福井会長 それでは、これを（札幌市の取組として）書き込むためには、関係の機関、部署の人たちも十分ご理解をした上で見直しするなりの仕事をしていただきたいと思います。よろしいですか。

○事務局（林調整担当係長） （ご意見）ありがとうございます。

○福井会長 ほかに、ご意見、ご指摘があったら手を挙げてください。

射場委員、お願いします。

○射場委員 セーボネスの射場です。お疲れさまです。

分かりやすい表をつくっていただき、ありがとうございます。

この表の保健・福祉の一番上に「相談事業所」と書いてくださっているのですが、相談事業所では福祉制度の相談はできると思うのですがけれども、お父さん、お母さんが子どもを育てるに当たっての相談や家族支援はどこが担うのかなと思ったので、その辺りを検討しけたらいいなと思いました。

○福井会長 担当部署の方、今の射場委員のご指摘を膨らませてどこかに加えることはできますか。

いわゆる一般的な子育て支援という大きなカテゴリーですよね。そこにいろいろなご家族が関わるという意味では、ピンポイントで医療的ケア児だけではなくて、子育てをする相談の中でここにアプローチしてくるというような意味だと思うのですが、何かうまく加えられるでしょうか。

事務局でご検討いただければと思います。お願いします。

射場委員、よろしいですか。

○射場委員 よろしく申し上げます。

○事務局（林調整担当係長） 事務局からも補足いたします。

子育て全般の相談で言いますと、札幌市でも「ちあふる」という区保育・子育て支援センターがございますし、医療的ケア児の支援の相談という意味では、今後、北海道で設置

を検討するであろう支援センターが担ってくるのかなと思います。どこに埋め込むか、どのような機能を持たせるかは今後の議論かと思うのですけれども、表の中でうまく表現できるように工夫して配置してみたいと思います。

○福井会長 ほかに、ご意見、ご指摘はありませんか。

それでは、私から二つございます。

一つは、今、事務局の林係長から触れていただいたのですけれども、いわゆる都道府県が設置する予定の医療的ケア児支援センターが医療的ケアを進める上で重要な役割を担う機関と位置づけられると思うのです。これは、多分、都道府県、北海道の仕事になると思うのですが、北海道が考える支援センターの仕組み、役割、機能と、今、私たちが見ているこの絵が必ずどこかで関連してくるのではないかと思うのです。札幌市は指定都市ですけれども、それなしに、これが単独で動くことはきっとないだろうと思うので、どこに医療的ケア児支援センターの位置づけをはめていくか、北海道とも協議するという作業が一つ出てくる気がするのです。

私は、すぐ答えが出ないのですけれども、それを抜きにはこの絵が機能しないのではないかと考えていますので、そこは行政で分かりやすく構造化していただければと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（笹谷調整担当課長） 北海道でもされている議論や、今日いただいたご意見等も積極的に提供して、おそらく道が設置するであろうセンターについても、こちらからできる限りいろいろ情報提供して連携していきたいと思っております。

○福井会長 土島委員、どうぞ。

○土島委員 私は、北海道の医療的ケア児支援部会にも参加してまして、ちょうど今日の昼に部会が開かれたので、そこからの情報提供をいたします。

北海道でも、医療的ケア児支援センターを、来年度、つまり、4月から開設を目指したいということでしたが、内容については、まだ決まっていないということで、おそらくこれから道議会等に諮られるのだらうと思います。

医療的ケア児支援センターをこの図の中のどこに組み込むかですけれども、元々の法律の中で定められているセンターの役割としては、各市町村で行う支援と同じようなものを提供することはありません。ですから、例えば、直接、センターが子育て支援をすることは基本的にないと思っていただいたほうがいいと思います。

ここに出ている札幌市で行っている医療的ケア児に関連する支援ないしはサービスがあって、その中で、札幌市だけではちょっと難しいものや事例がないときに、どうしたらいいかをセンターに問合せをして一緒にバックアップしていただく、あるいは、札幌市の家族の方が札幌市のどこの部署に相談していいかが分からないときにセンターに問合せをすると、札幌市も北海道の中の一部としてありますので、それは札幌市のここに問合せをしたらいいですよというアドバイスをセンターがして、関連する部署に相談が来るというような形になります。ですから、この中の図に入れ込むというよりは、この全体を後方支

援するのがセンターとさせていただいたほうが良いと思います。もちろん、情報提供、情報共有をして、どんなふうと一緒にやっていくかを話し合うことはあると思うのですが、そういう理解を持てさせていただいたほうが良いかなと思って発言しました。

○福井会長 分かりました。少しずつ関係性が見えてきた気がします。

それから、もう一点ですが、今までの議論にありました医療的ケアのコーディネーターという方々がこれからどんどん養成、育成されて、いろいろな相談支援のところで活躍していくのだろうと思うのですが、それもこの表の中でどんな関係性で位置づけるのかも重要なことではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

またがるのがいっぱいあるので、多分、医療、保健・福祉、教育、その他のところをつなぐ役の人材だと思っています。うまいところを見つけてはめていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（１）事務局からの説明を終わらせて、次に行きたいと思います。

次は、学齢期における課題整理等であります。

これも事務局の説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（林調整担当係長） それでは、本日の本題とも言える議題（２）、資料２の説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、これまで、出生から地域移行期、そして、乳幼児期の課題整理の際にも使用した資料の形式を踏襲させていただいております。

まず、最初に、現状として、平成３０年度に実施した医療的ケアを必要とする子どもに関する調査から学齢期部分をピックアップいたしております。

その次に、今までの医療的ケア児支援検討会に出た意見などの課題に対して、現状でどのように対応できているかをまとめたものをご紹介します。

まず、早速、簡単ではございますが、現状からご説明をさせていただきたいと思います。

平成３０年度の実態調査ですので、動いている部分もあろうかと思いますが、こちらで説明させていただきます。

まず、１ページ目は、本調査にご回答くださった方のうち、学齢期のお子さんが、その時点では「小学生年齢」が６割になっていました。

次に、放課後児童クラブについては、利用を「希望している」方と「希望していない」方は半々ぐらいに分かれておりますが、「希望している」方のうちの３割は医療的ケアが必要な方でした。

２ページ目に移りまして、実際の通学先はどこになっているかに関しましては、８割の方が「特別支援学校」に通われていることが明らかになっており、通学先で医療的ケアを実施しているか、していないかという問いについては、８割の方が「実施している」となっております。

次ページに参りますけれども、通学先で実際に医療的ケアを行っている実施者はどなたかという設問については、「保護者」と「学校の看護師」がそれぞれ７８％で最も多い結

果でございました。続いて、「教職員」の方が50%でございます。

具体的な医療的ケアの内容につきましては、こちらの図表44のとおりで、「吸引」と「経管栄養」が最も多い回答になっておりました。

次に、4ページに行きまして、障がい福祉サービスの利用状況を載せております。

障がい福祉サービスで特に学齢期以降で関わりが出てくる「放課後等デイサービス」については、48%の方がご利用しています。「希望しているが利用できない」方が5%いらっしゃいます。

利用したいけれども、できていない理由については、事業所が少ない、登下校のサービスに重なって利用できないというようなご意見を自由記載でいただいております。

次に、5ページ目にお移りいただいて、ここからは課題等の対応状況についてまとめております。

(1) 番目といたしまして、札幌市立特別支援学校の学則についてでございます。

これまで、度々、通学に関する保護者の常時付添いについて、負担を低減してほしいというご意見が出ておりました。実態調査においても、同様な意見が寄せられていたところでございます。

これにつきまして、現在の対応状況がこちらに載っております。

この点に関しまして、現在、学則の見直しが議論されているところでございまして、令和4年4月1日から保護者常時付添いに関しまして、「常時」という文言を削除して、令和5年度以降に、ワーキング会議におきまして、保護者様の付添い軽減について検討を継続することになっております。

続きまして、こちらの(2)番目ですけれども、札幌市立の小・中学校と放課後児童クラブにおける看護師配置のことを書いております。

医療的ケア児の学びの場の提供という意味でも、こちらの受入れ体制を整えることが重要であるというのは皆さんの共通のご認識かと思えます。

この点に関しまして、対応状況をこちらに載せております。

札幌市では、医療的ケア児が通っている小・中学校に関しては、週に5回、看護師を配置してございまして、また、対象児童の放課後児童クラブ、ミニ児童会館を利用する際にも、同じく、看護師を配置するようになっております。

この事業に関しましては、後ほど、改めて、加藤(博)委員からご説明をいただく予定にしております。

続きまして、6ページ目をおめくりいただいて、(3)放課後等デイサービスの受入れ促進に関してです。

こちらは、特に実態調査で医療的ケア児を受け入れている事業所の数を増やしてほしいというご意見をいただいていたところです。

こちらについての対応状況ですが、医療的ケア児を受け入れている放課後等デイサービスの事業所が看護師を配置した場合に、その人件費の一部を補助したり、医療的ケア児を

受け入れる事業所を新設、または、定員を増やすために医療機器等を購入した場合に補助金を交付いたしております。そして、そういった事業所等を新しく整備するときにも補助金が出るような制度も実施させていただいております。

最後に、（４）になりますけれども、医療的ケア児の受入れに対する不安の解消ということで、受け入れる側の不安を取り除くことはもちろん大切ですし、一方で適切な指導や助言があれば、その不安が軽減され、受入促進につながるのではないかとのご意見は以前からいただいております。

それに対応するところで言いますと、札幌市では、令和２年度の１０月から事業所、学校等に対して受入れ体制の整備に必要な助言や指導等を行う医師を配置させていただいて、さらに、既に受け入れている受入先を巡回指導していただくサポート医師の事業を開始させていただいております。

以上、対応状況等をご説明させていただきましたが、今後の支援の方向性といたしましては、より一層、医療的ケア児の受入れ環境拡充に向けて、今ある制度や事業をよりよいものにしていくという視点が大切かと考えております。そのためのご助言などをこの検討会でいただければと考えております。

この資料についての私からの説明は以上になります。

特に、内部委員から補足説明等がございましたら、よろしく願いいたします。

○福井会長 学校の受入れ体制について、看護師の配置についても関係があるので、引き続き、教育委員会の方から説明を加えていただいてから協議をしていきたいと思っております。

加藤（博）委員、よろしく願いいたします。

○加藤（博）委員 札幌市教育委員会教育推進課学びの支援係長の加藤（博）と申します。

私からは、札幌市立小中学校における看護師配置事業につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

札幌市教育委員会では、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対しまして、民間業者への業務委託によって看護師を派遣、配置する札幌市立小中学校における看護師配置事業を平成３０年度から実施しておりますが、事業の内容等に関しまして、順を追ってお話をさせていただきます。

まず、１の事業対象者でございますが、札幌市立の小・中学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒であって、自ら看護師の配置を希望するとともに、医療的ケアに関わる主治医の指示内容が記載された書面となる、いわゆる指示書を提出することができる児童生徒とさせていただいております。

次に、２の医療的ケアの内容でございますが、経管栄養、導尿、インスリン注射、喀たん吸引、水分補給、胃ろう管理、器官カニューレ管理、てんかん発作への対応などといった医療機関以外の場所で日常のかつ断続的に行われる医行為としております。

続きまして、３の看護師の配置等の状況でございますが、本事業の開始以降となる平成３０年度からの実施状況等について、表のとおりまとめさせていただいております。

まず、派遣先となる対象校及び児童生徒数の数でございますが、事業の黎明期においては、予算上の都合等もあって、特に配置日数について、多分に限定的であったところ、我々が対象校に訪問等をし、個別の協議を踏まえながら、看護師配置に関して理解を得られた児童生徒に対しまして配置しておりましたが、令和2年5月からは配置希望があった児童生徒の全員に関しまして配置を行う体制としております。

また、配置日数でございますが、ご覧いただいているとおり、順次、拡大を図りまして、令和3年4月からは学校営業日の全日となる週5日の頻度で配置を行う体制としております。

続いて、配置時間でございますが、事業開始の初期段階においては、個別のケアの内容を問わず一律対象校に看護師を常駐させるスタイルで配置を行っておりましたが、令和3年度からは、表の下、欄外の米印にありますとおり、個別のケアの内容や頻度などに応じた対応をしており、常時巡回と常時配置を組み合わせ、または、使い分けながら配置をする体制を効率的でありながらも個別の事情等に十分配慮した体制をとっております。

なお、この4月から始まる令和4年度に関しましては、現状、11校、延べ12名の児童生徒に対する配置を予定しているところでございます。

最後に、本看護師配置事業との関連が深い事業や取組でございますが、1点目としましては、サポート医師による巡回指導がございます。

これは、保健福祉局障がい福祉課が所管しております札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務により、令和2年10月から看護師を配置する対象校に医師を巡回することを通して、医療的ケアに当たる看護師本人や担当教諭をはじめとした学校関係者に対する指導・助言を行っております。

なお、この事業において、今まさにサポート医師としてご対応に当たっていただいているのが、本検討会の委員にもご就任をいただいております土島委員をはじめとした医療法人稲生会の皆様となります。

続きまして、2点目としましては、児童会館利用時における対応でございます。

こちらは令和2年度からの取組となりますが、本看護師配置事業の対象児童が児童会館、ミニ児童会館を利用する放課後時間帯においても、引き続き看護師を配置する取組となります。

ちなみに、令和2年度、3年度に関しましては、ともに2校が該当となっております。

なお、同取組に係る配置の経費につきましては、子ども未来局放課後児童担当課が負担しております。

以上、私からの説明を終わります。

○福井会長 今、お話をさせていただきましたように、大分事業が進んでいるようでありました。

学齢期の問題というのは、この会の中でも結構時間を割いて様々なご意見をいただきながら進めてきた課題でありましたが、少し進んだこともありますので、整理してお話をし

ていきたいと思えます。

まず、課題等への対応状況の（１）の札幌市立特別支援学校の学則の見直しは、最初の頃から話題になっていたわけではありますが、令和４年４月から、その学則が改正されるようであります。

そのためには、多分、当事者の皆さん方が話し合いを重ねてきてこの結論に至ったと思うのですが、この話し合いには時崎委員もいられていたのでしょうか。

○時崎委員 このワーキング会議には入っていないです。

○福井会長 この文言が取れたという結論としてはお聞きになったけれども、時崎委員自身は、話し合いの中に入られていないということですね。

○時崎委員 そうですね。

P T A役員有的时候に、みんなの意見をまとめて市教委に持って行ってプレゼンはしたのですが、その後は札幌地区重症心身障害児（者）を守る会から、毎年、要望の提出を継続していました。そして、この支援検討会でも継続していろいろお話しさせていただいていたところです。

常時付添いの常時が外れることになったというのは、私たちが市教委に、直接、要望書を出していたときをお願いしていた内容の中の一つでもありましたので、すごく前進したなと思うのですが、実際に、ワーキング会議でどういう話し合いがなされているかは直接伺っていないので、分からないのです。

○福井会長 分かりました。

○土島委員 私は、ワーキング会議に出ておりました。

○福井会長 土島委員、お願いします。

○土島委員 私は、サポート医として学校を定期巡回しているので参加しているのと、北翔養護学校、豊成養護学校から、保護者代表の方が１名ずつ、それぞれ参加をしてくださっているところです。

今まで３回話し合いを行って、実際に、来年度から常時付添いが外れたときのことを想定したシミュレーションを複数回実施しています。いずれの学校についても、特に北翔養護学校は、今回、看護師が３名から６名に増えたということと、昨年度までの看護師が全員変わって新しい方が６名いらっしゃるということで、体制づくりで困難が予想されたのですが、看護師方と先生方と養護教諭の方が非常に頑張ってくださって、今、来年度から予定どおり常時付添いを外していく方向で進んでおります。

また、始めてみていろいろわかることもあるかとは思いますが、いずれの学校も、教育委員会も、一緒になって進めてくださって、特別支援学校については、予定していたとおり、かなり進んでいると感じているところです。

○福井会長 土島委員、ありがとうございます。

ほかの委員の方から、感想等ありましたら、ぜひご発言いただきたいと思えます。

子ども部会の加藤（法）副会長、お願いします。

○加藤（法）副会長 結果は非常に進捗しているということでよかったですけれども、やはりプロセスがクローズというのが気になります。こういう検討会がある中で、検討会が開かれないとそれが報告できないということではなくて、そういったことが進んでいるというのは、我々委員の中には連絡が欲しかったと今お伺いしていています。

土島委員も委員として入られてはいたのですけれども、全体には情報として回らなかったところで、それでもいいのだけれども、そうやって決まっていくのだったら検討会とは何だろうと委員としては思う部分もあります。

最初からこのことがずっと課題になっていたことは皆さんもご存じだと思うので、進捗や、今、こういうことを始めていますよという情報共有は検討会の中でもう少しされてほしかったなという感想はあります。

○福井会長 ほかの方で、感想なりご意見があれば、挙手願います。

射場委員、どうぞ。

○射場委員 私も、加藤（法）副会長と同じ意見を持っているのですが、今回、北翔・豊成養護学校で、お子さんだけで通えるようにということだと思うのですが、札幌市には市立と道立の学校がありますよね。道立学校と市立学校の子どもたちで、通い方や負担の違いが出るのが気になります。全部が全部一緒というふうにはいかないと思うのですけれども、そういった配慮があってもいいのかなと感じました。

○福井会長 ほかの委員の方から、ご意見、ご感想をどうぞ。

土肥委員、どうぞ。

○土肥委員 土肥です。

いろいろな取組をしているということで、非常に関心いたしました。

今、特殊な学校や、特別に設備された学校でやることが多いかと思うのですけれども、いずれ一般の学校に広がっていく段階で、要するに、普通の校医の先生や養護の先生がある程度手伝ったりサポートしていくと思うのです。そのときに、今までいらっしゃる養護の先生や学校医ができる範囲で、実際にどうやったらいいのかという手順や取決めで検討されたことがあったら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○福井会長 今の土肥委員からのお話のように、校医や、関係する養護教諭は、これから役割が随分変わってくるだろうということで、その方々の役割が十分検討されているのか、話題になったのか、これは教育委員会の方、お答えできるでしょうか。

○加藤（博）委員 おそらく、学校現場における質的な問題のお話かと思われそうですが、資料の中にありますが、サポート医師による巡回指導等も活用しながら助言・指導は賜っていきたいと思います。

あとは、特別支援学校の豊成・北翔養護学校につきましては、先ほどもお話ししたとおり、実は、ワーキング検討会議を断続的に行っておりまして、そちらでの情報共有を踏まえて、ちなみに、3回目のワーキング検討会議の後には、別途、学校看護師向けの研修を行おうということで、こちらも土島委員を中心にご対応いただくといった質の充実を

図っております。

○福井会長 今の研修では、養護教諭は入るのですか、入らないのですか。

○加藤（博）委員 養護教諭もいていただくのですけれども、養護教諭だから看護師と同じことができるという直接の位置づけではありません。あくまでも、医行為ができるのは、医師であり、看護師という位置づけになります。

○福井会長 多分、その行為そのものではなくて役割なのです。私の経験的に言うと、学校医が医療的ケアのことまで全部含めて了解の上で校医になっているかということとはちょっと違って、校医に助言を求めるのはとても厳しいのです。例えば、私は、真駒内（養護学校）や拓北（養護学校）で経験していますが、バックグラウンドがある150人の子どもの医療的ケアを校医に求めるのはとても大変です。

それで、今、土肥委員がおっしゃったように、特別支援学校の校医は、きっと何らかの助言、関わりが持てるかもしれないけれども、普通の小・中学校、高等学校、幼稚園に関わる校医は、立場上、結構難しいなという印象であります。

一方、主治医という方々がいらっしゃって、その方の見解と板挟みになった経験が私もあるのです。だから、そこら辺で当事者が困らないようにしていくのもとても大事なことかなと思いました。どんな立場の人たちも困ることがあると思うので、行政の方々のバックアップが必要になるかなと感じました。

全部、土島委員にお願いするわけにはいかない事例が多いと思いますので、ぜひ皆さんでご協力いただければと思いました。

土島委員、どうぞ。

○土島委員 土肥委員がおっしゃったように、医療的ケア児が一般の学校に入るときに、私もサポート医として受入れ検討会議に参加したり、何か必要なことを助言したり、主治医に確認しないと分からないことも多いので、今、福井会長がおっしゃった主治医との連絡調整なども結構しているのです。

ただ、土肥委員がおっしゃった学校医との連携は、まだ十分できていないと思っています。私も、一般の小学校の学校医を医療的ケアサポート医と全く別にやっておりますが、福井会長がおっしゃったように、学校医を担当するところに医療的ケア児がいたからといって全部対応するのは難しいところではあるのです。ただ、健診は普通に学校医の先生がやってくれるので、それが通常の健診の流れでやっていいのか、あるいは、医療的ケアに関連することだからサポート医なり主治医にお願いするというところで連絡調整ができたらいいかなと思います。

来年度以降、私もサポート医として関わるときに、学校医の先生とどのように連携していくかは、札幌市医師会に学校医協議会がありまして、私もそちらに参加しておりますので、そことも連携していけたらと思いました。

○福井会長 土肥委員の発言から広がったのですが、土肥委員、よろしいでしょうか。

○土肥委員 ありがとうございます。

医療的ケア児の方々からは、やはり普通校に通いたいという希望をしばしば聞かれますので、僕らも校医をやっていますけれども、教えていただければ、できる範囲でサポートしていきたいなと思っています。

たまに、養護の先生の顔色を見ると、少し困った顔や不安な顔も見えますので、ぜひとも将来はこういう形になるよというのが見える形でマニュアル等を示していただけるとありがたいなと思いました。

○福井会長 それでは、1番目の学則のことから広がったけれども、よろしいですか。

私からですが、学則で常時の文言が外れたということで一歩前進というのは、多分、皆さんも受け止めておられると思いますが、私としては、きっと学則の中に付添いという言葉は残るのだろうと捉えています。付添いという言葉が、常時ではなくても学校の行政と当事者の関係性でどんな意味で残っていくのか、どんな縛りとして存在していくのが不安なのです。これがある限り、付添いという言葉に何の意味を込めていくのか、逆に分からなくなってしまうので、ぜひ、さらなる検討をお願いします。障害者権利条約の視点から見ても、この学則はまだ課題があるような感想を持っております。

ただ、保護者付添い軽減検討ワーキング会議は、これからも継続するようですから、ぜひその方向で協議を進めていってほしいと思います。

多分、今の話の中では、(2)の小・中学校や放課後児童クラブにおける看護師配置についても話題が行ったのですが、ここら辺について、ほかにご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

加藤(法)副会長、どうぞ。

○加藤(法)副会長 直接、教育の中身ではなくて、通学の問題で、特に肢体不自由や重身で医ケアがある方々の移動の保障をどうしていくかが大きな課題になっていくのではないかと思います。一般の子どもたちと違い、教育を受けるために親御さんが送迎をしていることがほとんどではないかと思ったときに、クリアしなければならない課題として教育を受けるための移動をどこに落とし込んでいくのがまだまだこれから検討課題かなと思っています。

これは、学齢になってきたり、あるいは、大人になって仕事をするときはどうするかにも絡んでくるので、どの年齢でもそうだと思うのです。自立支援協議会でも検討しなければならない課題ではないかと思っているのですが、皆さんにもそういう認識で考えていただきまして、いろいろな知恵や実践から情報としてあれば、またこういうところで共有できたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。

○福井会長 今、直接話題にはなっていないのですが、道立の学校ではいわゆる通学バスがあるわけですが、そこに医療的ケア児を乗せることができるか、できないかということで、これは全国の課題にもなっているのです。最近の情報は持ち得ていないのですが、東京辺りでは、通学のための個別的な移送もやっているようですので、そこは、さらに突っ込んで考えていかなければならない問題になるかと思っています。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 それでは、三つ目の課題でありました放課後等デイサービスの受入促進です。

これは、国の事業にもかぶさっているようですが、随分、変化があるようです。これらについてのご質問、あるいは、実態などをお話しいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

子ども部会の加藤（法）副会長、お願いします。

○加藤（法）副会長 我々のところも重身のお子さんの放課後デイの運営をされていて、実態としては、1年目300万円、2年目200万円と減って行って、3年でなくなってしまふ補助金ではあるのですけれども、最初の立ち上げの運営の補助としては非常に力強く、我々も活用いたしまして看護師の配置をさせていただきました。

実際に重身の子を受け入れている放課後等デイサービスは、そういった後押しもあって、少しずつですが、数が増えてきております。

○福井会長 市の担当者にお聞きしたいのですが、例えば、具体的にこの事業が拡大しているとか、令和4年度に向かって数が増えているという情報があればお聞かせいただきたいと思います。例えば、新設整備に関して補助金を交付する、今、それに取り組んでいる事業所があるのか、興味があるのです。

○田中委員 障がい福祉課の田中と申します。

今、お話に出た重症心身障がい児者等受入促進事業でございますけれども、毎年、新規で4事業所に補助をする事業になっておりまして、令和元年度までは医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れる事業所に限って補助をしていたところを、令和2年度からは、重症心身障がい児者以外の医療的ケアの必要な方を受け入れる事業所にも補助対象を拡大したこともございまして、令和2年度は6件も申請をいただきました。

今年度は4件という見込みですけれども、来年度以降も継続いたします。

こちらは、国の補助を受けるのではなくて市単独で補助を行っている事業でございまして、財政的にはなかなか厳しいところもあるのですが、我々としては重要な事業だと思っていますので、今後も継続してまいりたいと考えているところです。

○福井会長 市の単独の事業でございますので、それこそ頑張ってもらいたいと思います。

田中委員、ありがとうございます。

さて、最後のところですが、医療的ケア児受入れの不安解消は、不安というのは様々な段階で人の数だけあると思うのですが、ここら辺の取組について、お話を聞かせていただきたいと思います。

これは、土島委員も随分関わっているのですが、個別の事例は少しぼかしながらも、今、医療的ケアを受けている子ども自身、あるいは、ご家族の人、学校の関係者など、いろいろな立場の当事者がいるのですが、今、委員がどんなところに困り感があると感じておられるか、もしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○土島委員　こちらから画面共有をいたしまして、サポート医師事業の実態を出したいと思います。

これは、事業が始まってからサポート医師事業として対応した実績を1月分までまとめておいたものです。

今回、いわゆる医療的ケア児の5領域が、この保育が福祉の中に組み込まれて新たに労働というのが入ったのですけれども、過去の支援の5領域というのがここに並んでいるもので、それに当てはまらないようなものをその他としております。

ご覧いただいて分かるように、今年度に入ってから圧倒的に教育のところが多くて、豊成、北翔については、毎月、巡回指導を行っているほか、各学校は、先ほど土肥委員もおっしゃられていたところですが、もともと一般の学校に医療的ケア児が通うということがあったのと、今回新たに4名ほど医療的ケア児が一般の小学校に入りますが、中には、人工呼吸器を24時間つけているお子さん、重度心身障がいのお子さん、心疾患で非常に病態が不安定な方もいらっしゃいます。ですから、緑色の教育のところが一番多くなっているのがお分かりいただけるかと思います。

ただ、教育委員会で、特別支援学校及び普通学校に関して、いずれもサポート医として関われるような形になっていきますし、看護師配置が必要であれば看護師を配置することができています。また、看護師を派遣してくださっている業者もかなり熱心に取り組んでくださっているので、ここは課題が生じたらそれに対してみんなで集まって対応するというのができているところかなと思います。

一番難しいところは、前回のこの検討会でもお話ししたのですけれども、やはり保育の部分で、毎月に近いぐらい結構ご相談が来ます。というのは、医療的ケア児のお子さんが1歳過ぎるぐらいから復職をしたいというお母さん方がかなり多いのですけれども、今のところ、札幌市では保育部分の受入れが非常に難しいのです。児童発達支援事業所に行くことが適当である重症心身障がいのお子さんであれば、デイサービスがかなり増えているので大丈夫ですけれども、いわゆる狭義の医療的ケア児と呼ばれる胃ろうが入っているけれども、歩くことができますとか、インスリン注射が必要だけれども、そのほかは特に問題ありませんというおひこさんは、児童発達支援施設に行くのが難しい状況があるのです。本来であれば、保育所に預けてお母さんが働きに行くというところですが、札幌市では、現状ではそれがほぼできないということで、サポート医として相談を聞くのと、保育園と一緒に考えていただくのですけれども、あまり実現しないというのが実態です。

そのほかは、福祉事業所、医療関係者から依頼をいただくのは大体が研修です。人工呼吸器のことを教えてほしいとか、これからカフアシストをやっていこうと思うので、やり方を教えてほしいといったような相談がほとんどになっています。

その他は、患者さんご家族から直接ご相談いただいた内容で、それについては、情報提供といったような形になっております。

支援時間数も、もともと32時間ぐらいの契約ですけれども、50時間を超えるような

月もあつたります。当初は少なかったのですけれども、やはり教育部分が増えてきたので、まさに教育部分が一番動いているところなのだろうなと思っております。

○福井会長 今、具体的な例もありましたけれども、個別の中身としては非常に求めていると。今までなかった取組をみんながやっているのですけれども、サポート医という立場の方がそこにいることによって、気軽に相談していこうということはとても重要なことで、多分、当初、私たちが考えていた身近なところで相談、支援を受けながら生活していく、教育を受けていくことに非常に近づいてきていると思います。

ただ、答えが出るかというのは個別のケースがあるので難しいですし、土島委員だけで応えられるわけではないので、やはり周りがつながっていく、あるいは、最初の例で言いましたように、医療的ケアのコーディネーターの人たちが身近で支えてあげる、道が設置する支援センターで相談を受け入れてもらうなど、いろいろな手があるとよりよくなるなという印象を受けました。

これは行政の方でも構わないのですけれども、皆さん方も、立場上、この人はこんな不安を持っているな、これは自分ところでは抱え切れないなという事例がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

佐々木委員、いかがですか。

○佐々木委員 札幌あゆみの園の佐々木です。よろしくお願いします。

話が外れてしまうのかもしれないですが、私が所属しているところは生活介護事業所ですから、利用者の平均年齢はもう35歳ぐらいになっています。保護者の方ももう60代を超えている状況ですけれども、この間、その保護者の方たちに、学校にいたときに、どういう支援や情報があつたらもっとよかったと思いますかと質問してみたことがあるのです。そうすると、やはり将来に向けての情報が少なかったといった意見がとても多かったです。

特に、最近だと、成人した後の後見人制度のこともあつたりしますけれども、そういったことも全然知らないご家族もいっぱいいたり、あとは、相談先が少ないというところも医療的ケア児に関しては多いのかなと思います。相談先や情報提供をもっとうまくできるような仕組みが今後より必要ではないかと感じています。

今後、札幌市の小・中学校もどんどん受入れが増えていくけれども、保護者の方々がその子たちが中学校を卒業した後にどうなるのかがイメージできていないと、やはり不安が多く出てきてしまうと思うのです。そういったところで、コーディネーターや相談室の役割がとても大事ではないかと思っています。

○福井会長 私の個人的な不安と今のお話がストライクで、まさしく、そのとおりにかなと思います。

私自身が情報を持って動くことができたときはコーディネーターとしてやっていたわけですが、そろそろそれも限界になって、例えば、福井さんのところなら大丈夫だろうと思われがちなのですが、蓋を開けてみると不安だらけだというのが正直なところであります。

きっと、窓が開かない人たちがいるのかなと思います。時崎委員はいかがでしょうか。この不安ということに関わって、学校から卒業されているわけですが、新しい不安も出てくるのではないかと思います。いかがですか。

○時崎委員 そうですね。やはり、卒業後の不安はみんな大きくて、学校にいる間、子どもときは割と守られている感覚があるのですけれども、卒業したらどうなるのだろうという不安を抱えている保護者がほとんどです。多いとかではなくて、ほとんどの保護者がそういう不安を持っています。

学校もある程度情報提供してくれて、先輩の話も教えてもらったりはできるのですけれども、刻々と時代は変わっているのです。子どものほうが結構手厚くなっていく分、卒業後はどうなるのだろうという不安もまた出てくると思いますし、やはりこれは子どもだけに限ったことではなくて、継続した問題と考えて、年齢で区切るのではなく、卒業したり、子どもではなくなっても、引き続き受けられる支援をお願いしたいというのはみんなの共通した意見です。

今、放課後等デイサービスもすごく増えてきて、もうそれはすごく喜ばしいことですが、やはり卒業後は通えなくて、卒業後に通うのは別のシステムになってくるわけです。ですから、それが卒業前と同じように受けられる支援なのかどうかも、みんな不安に思う部分があります。

また、（資料1の）表だと子ども、大人とどうしても区切られてしまいます。年齢に応じた支援も必要だから区切りは必要ですが、やはり一生を通して継続していける支援になっていくことで、みんなの不安が減っていくのではないかと思います。

○福井会長 先ほども言いましたように、一人一人の不安がゼロになることは、ほとんどないと思うのです。でも、これから生まれてくる乳幼児、そして、学齢期になっていく人たちが控えておりますので、その人たちにも間に合うように、私たち札幌市としても、周りには人がいたり、情報があったり、助言してくれる人がいたり、具体的な支援してくれる人がいるということをつくり出して、この事業を充実していくことが必要かなと思いました。

全体的に学齢期のお話をしてきました、これで大体終わりになると思うのですが、皆さんから、ご意見、ご質問、ご要望がありましたらご発言いただきたいと思います。

射場委員、どうぞ。

○射場委員 先ほど佐々木委員がおっしゃっていた医療的ケア児のコーディネーターですが、例えば、札幌市は土島委員の稲生会で巡回指導に行ってくださいっていて、お医者さんもいるのですが、仕組みとして学校の先生にコーディネーターの人がいたらいいなと感じました。そうしたら、医療的な部分もそうですし、将来的な不安も、医療的ケア児支援コーディネーターの先生と一緒に考えていってご家族も安心できるようになるのかなと感じました。

それと、私も前々からお伝えしているのですけれども、医療的ケア児支援検討会につい

て、医療的ケア児だけではなくて、重度や重身のお子さんという視点も忘れずに持っていたらなと感じています。

○福井会長 ほかに、ご意見ございませんか。

子ども部会の加藤（法）副会長からお願いします。

○加藤（法）副会長 先ほどのサポート医ですが、土島委員がいろいろなところにサポートに入ってくくださったおかげで、これだけ進んできたのはすごいことだなと思います。まさしく、インクルーシブな教育、地域で子どもたちが育つことが大分描けるようになってきていますし、選択肢が増えた分、コーディネートしたり、相談できる場所がたくさんないといけないなと思います。

札幌市は広いですし、特別支援学校に行くとしたら距離が遠い方もまだまだいます。そのときに、地域の学校へどれだけ通えるのか。また、本人が求める教育の中身、インクルーシブな教育を目指すことはハードルが高いと思いますけれども、土島委員の活躍により数が増えてきたのは非常に意味があることだなと思いました。これをそこだけに終わらせず、先ほど土肥委員もおっしゃっていたように、いろいろ関わって、興味があって、どうなっているのだろうとと思っている方々に情報を公開して一緒に考えていただく場をいろいろな場所につくっていかねばいけないなと私自身強く思った次第です。

○福井会長 それでは、時崎委員、どうぞ。

○時崎委員 私からのお願いですけれども、この医療的ケア児支援検討会の開催数がすごく減っていて、それでワーキング会議にしてもタイムリーな情報が得られないので、どういうふうに進んでいるのかが分からないし、どういう要望が出ていて、どういうふうに進んでいて、どういう検討がされているのか、そういう報告も秘密ではないのだったら、随時、この検討会でも検討していきたいと思うのです。

最初に、この会議ができたときには、すごく勢いあって、いろいろなことをやっていけると思って、私もいろいろ発言してきたのですけれども、最近、コロナ禍の頃から回数が減って、何か検討会というよりただの報告会みたいな、ここまで進みました、こうですという事例が多くなってきたように思うのです。

この検討会は、もっとちゃんと定期的に開催して、ここが進みましたではなくて、今はこういう協議をされていて、ここが問題だけれども、そういうのを有識者の皆さんで検討して考える場ではないかなと思うので、それだけをお伝えしたいと思いました。

○福井会長 私も責任の一端を感じながら、事務局とも話を進めていきたいと思います。

課題というのは、これでいいというものではなくて必ず動くものですので、そういうときにフットワークよくこの会議が機能できるように取り組んでいきたいと思います。

それでは、ほぼ最後になるのですけれども、一つだけ質問があります。

先ほど、教育委員会から、令和4年度から11校、12名が普通の小・中学校でやるとありましたが、対象になる子どもは、いわゆる普通学級にいるのか、それとも、特別支援学級にいるのか、分かりますか。

○加藤（博）委員 12名中、3名が特別支援学級、9名が普通学級のお子さんになりますが、これも例年2回ほど学校側に照会をかけておりまして、2月にまた照会を実施していますので、若干変動はあると思います。

○福井会長 分かりました。

数も少しずつ増えているようですので、情報が行き渡れば、地域の学校に行きたいという方もひょっとしたら増えていくかもしれません。

土島委員、どうぞ。

○土島委員 今、福井会長からご指摘いただいたところで、私もサポート医として関わっている中で、今後、この辺が課題かなと思っているところがあるので、皆さんに共有をさせていただきたいと思います。

1点は、今、福井会長がおっしゃった普通学級にするのか、特別支援学級にするのかで、普通学校に行っている医療的ケアの子どもたちで数として多いのは導尿とインスリン注射が必要なお子さんです。その方々の多くは知的障がない方で、中には歩行も全く問題なく身体障がないが全くない、いわゆる狭義の医療的ケア児と呼ばれる子どもたちもいます。もちろん、気管切開しているお子さんもいて、たんの吸引は必要だけれども、それ以外は知的障がいも身体障がいもありませんというお子さんもいらっしゃるのです。そういうお子さんたちについては、当たり前のように普通学級に在籍をするということで全く問題ないかなと私は思っているのです。

私の患者さんで、先ほど申し上げた器官切開して24時間人工呼吸器をつけているので、身体障がいは非常に重くて、医療的ケアの内容も非常に重度ですけれども、知的障がいがいないお子さんがいます。いわゆる学級の種別で言えば肢体不自由になるのですけれども、札幌市は、これまでの実績で、肢体不自由の特別支援学級を設置したことがないということで、今回も委員会で検討していただいた結果としては特別支援学校相当となったのですけれども、保護者の方が地域の普通学校に就学をしたいと希望されて、そこに入ることになりました。

ただ、肢体不自由特別支援学級の設置がないので、そのままと普通学級になるのです。インクルーシブ教育という意味では、呼吸器をつけたお子さんが普通学級で学ぶことができるのが一番いいのですけれども、人数が多い中で呼吸器をつけたお子さんの入るスペースというか、看護師もどうやって配置するか、そもそも学びの環境としてそれが適しているかを考えたりして、結果的に特別支援学級を選択したのですが、障がい種別の異なる特別支援学級に在籍することになってしまうので、その辺が今後の課題かなと考えております。

ただ、特別支援学級の先生方も、私たちの働きかけで、実際に就学前にお子さんに会いに行き、学校側でも準備をしてくださっているということと、特別支援学校の先生が受入れ前会議などに参加をさせていただいて、就学後も巡回指導みたいな形で学校に行ってくださいることになっております。もともと、法律の中には特別支援学校にセンター的機能が

盛り込まれているのですけれども、これまであまり活用されていなかったのも、札幌市でも地域の学校に行った場合でも、肢体不自由ないしは病弱、知的障がい、発達障がいの経験のある先生方が、時折、普通学校に行き行ってサポートすることができたらいいのではないかなというのがあります。

それから、もう一点は、やはり保護者の方がいろいろな心配がある中で、本来は、学校に行った方が他のお子さんたちと一緒に勉強できそうかなと思うようなお子さんでも訪問学級を選択される方、あるいは、先ほど通学の話がご指摘あったと思うのですけれども、下に小さなお子さんがいらっしゃって、小さなお子さんの面倒を見なければいけないので、通学と一緒にいくことが難しい、あとは、今は常時付添いが求められている札幌市の特別支援学校に入学したいとなったときに、小さなお子さんを保育所に預けられればいいのですけれども、保育所に落ちてしまって預けられないので、上のお子さんの付添いができないから付添いが必要な学校にも行けませんというケースが既に発生しているのです。

これは、星野委員にコメントいただければと思うのですけれども、保育所側としては、兄弟に医療的ケア児がいる、いないということは全く関係なく、その下のお子さんに関して点数をつけることになろうかと思うのです。でも、片や、札幌市では、今後は常時付添いが外れるとしても、学校に入学して落ち着くまでは少しついてもらうことが必要になると聞いております。その部分で、下のお子さんを預けられるところがないので行けないということになったら、その学校に通えないという、本来、そのお子さんには全く関係ないことで学びの環境が変わってしまうのです。

その辺りは保育部門で検討するので関係ないと言われればそれまでですけれども、やはり札幌市全体でいろいろな部署が入ってくださってこういう会議があるので、今後、そういうケースがあることを保育部門にも知っていただければと思います。先ほど福祉の話もありましたけれども、通学の付添いができないから行けないみたいなことは今までもあったと思うので、何かその辺りに関係する方がもしいらっしゃったら、どういうふうにか考えるか、ご意見いただければありがたいです。

○福井会長 今、大きく二つのことがありました。

前者は、特別支援学級の問題で、私が現役の20年前から指摘していることがまだ実現できていません。札幌市の学びの支援委員会、昔の就学指導委員会の中で話し合われる内容ですが、その当時から、希望する者がいないから肢体不自由児の特別支援学級はつくりたくないという回答をずっと受けていたのですけれども、そんなことはない、絶対いるはず、どこに潜んでいるのだと思っていたのです。

これは学びの支援委員会の判断ですから、ここでどういうふうに答えられるかは分かりませんが、それこそ時崎委員がご指摘するように、私たち専門家が集まって、今みたいな個別のケースに対して、どうやって答えを導き出していくかという場になるのだと思うのです。これからも、固有名詞は使わないけれども、事例の協議はやるべきかなと今受け止めました。

先ほどの下のお子さんの保育園に関して、別問題とされているのですが、現時点でどのような感想を持たれているのか、子育て支援というお立場から答えられる範囲でご発言をお願いします。

○星野委員 いつもお世話になっております。

子ども未来局子育て支援課の星野と申します。

今、土島委員からご指摘があった件ですけれども、そういったメールが入っていたので、それは私も認識しております。

ただ、保育園入所に関しましては、各区の健康・子ども課の子ども家庭福祉係が担当しております。先ほど委員がおっしゃったように、点数制で決まります。調整会議等で協議しているのだと思うのですが、なぜそのお子さんが落ちたかというのはまだ分かりかねる部分かというふうに思います。

ただ、付添いや介護が必要というのも申し込み事由としては成り立つのではないかと思います。また、今週末で2次調整が締切りになってくると思いますので、各区で話していただけるように私からもお話をさせていただければ幸いです。よろしくお願いたします。

○土島委員 保育所の入所の件は、皆さん、平等にやっておられることだと思うので、医療的ケア児のご家族の場合に特例的にという必要はないかと思っています。

ただ、学校側で最初のうちだけ付き添ってくださうことを求めるのであれば、保育所に入所ということではなくても、例えば、学校側が求める期間のみ、下のお子さんの一時保育的なことを札幌市として対応するような方向は必要だと思います。そもそも、入ったときからお母さんがつかなくていいのですなのか、下のお子さんを連れてきていいのですなのか。私はまだ確認できていないのですが、学校側から下のお子さんを連れてきては駄目だと、訪問学級にしたらどうですかと言われたというのです。下の兄弟の問題で、お子さんの学びの環境を学校側の働きかけで変えさせることが事実だとすれば、私は相当問題だと思っています。その辺り、今まさにその子が学校に通えなくなる、本来、通学したいのに行けなくなるという事態が発生しそうな感じですので、そこは内部で調整していただければありがたいなと思います。

○福井会長 時崎委員、どうぞ。

○時崎委員 豊成に通っていて、お子さんが生まれる人が結構いらっしゃったのですが、皆さん、普通に連れて通学していました。北翔がそういうことを言っているのかどうか、私も確認を取っていないので、よく分からないのですが、赤ちゃんを連れて一緒に通学しても大丈夫なはずですよ。

豊成では、授乳室などの赤ちゃんの部屋も確保してくれていましたし、お母さんたちもみんな赤ちゃんの成長を楽しみにしていました。赤ちゃんもどんどん育ってみんなに懐いて楽しく育っていったので、連れて行って大丈夫だと思います。

もし駄目だと言っているなら、理由が分からないので、知りたいと思います。

○土島委員 保護者の方がそういうふうに言われたという又聞きでしかないので、私も確認してみようと思いますが、そこまで赤ちゃんではないのです。

新型コロナの関係などがあるから駄目と言われたのかが分からないのですけれども、その辺を配慮すれば、多分、最初のうちだけつくことができるのではないかと考えているケースではあるのです。

今後もそういう事態が発生すると思うので、子ども未来局でも検討していただきつつ、私も学校にも確認をしてみたいと思います。

時崎委員、ありがとうございました。

○福井会長 星野委員、どうぞ。

○星野委員 先ほど土島委員にお話ししていただいたとおり、どのご家庭も保育園で保育を受ける権利を平等にお持ちです。そこは各区で厳密に点数などを調整しています。ですから、そういった声もありますという情報共有はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○福井会長 今の議論に水を差すのは悪いのですけれども、厳密というのが障がい者のところでは利かないのです。それをやった瞬間から生活が成り立たない、だから、障がい者の場合は一人一人にどうやって応じるかという話になるのだと思います。私たちは、一体的に子どもや家族を支援しなければならないのです。だから、建前的にはそうだけれども、それを超えるためにこういうネットワークが必要なのです。これがなければ、私たちの議論はないのです。私たちは、それを超えるために、次の知恵はないかと考える役割を持っていると思うのです。

今、1人の子どもやご家族に関わることを、一つの機関では応えられないけれども、複数の人たちが手を挙げて集めて何とかしようというのがとても重要な仕事で、そのために、最初に書いた紙をつなげることがずっと大事で、世代を超えていく、乳幼児から学齢期、学齢期から社会人、ここもずっと議論しているところですから、縦も横も私たちはどこかで崩れていって、それがこれからの方向になるような気がいたします。

まだまだ議論、話題がいろいろあると思うのですが、これからの進め方は事務局とも相談しながら、あるいは、子ども部会のような個別のケースをどう対処していくかという機関がほかにもあるので、全部を私たちが引き受けるわけにはいきませんが、ぜひそういう機関ともつながりながらこれからも進めていきたいと思っております。

最後に、事務局にお渡ししたいと思います。

○事務局（笹谷調整担当課長） 最後に、事務局からご連絡をさせていただきます。

次回の検討会については、先ほど時崎委員からもご指摘いただきましたとおり、コロナ禍でいろいろとご迷惑をおかけしましたが、また、オンラインでの開催をさせていただきたいと思っております。

時間は19時からを予定しておりますが、詳細について、会長、副会長とご相談の上、

事務局から追ってご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、遅くまでのご議論をありがとうございました。

3. 閉 会

○福井会長 最後に、今日もたくさんの方が傍聴に来られています。この画面の中で言うと、名前のある人となない人が混在しているのですが、医療的ケア児に関わって、興味関心を持って来られている傍聴の皆さん方もたくさんのお意見や感想をお持ちではないかと思えます。

この検討会の立ち位置としては、皆さん方から意見を聞く場ではないのですが、感想なり意見がありましたら、事務局を通して聞かせていただければ、私たちの議論も深まっていくのではないかと思いますので、ぜひお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次回、また集まっていろいろ議論したいと思えます。

今日は、ありがとうございました。ご苦労さまです。

以 上